

第30回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況 連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

株式会社ハイパー

「新株予約権等の状況」「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hyperpc.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 2014年4月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
22個
- ・新株予約権の目的である株式の数
8,800株（新株予約権1個につき400株）
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 400円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 126円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2014年5月3日から2020年5月2日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
 - b. 上記a.にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編行為の際の新株予約権の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。
 - c. 上記a.は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - d. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	22個	8,800株	2名
社外取締役	-	-	-
監査役	-	-	-

- (注) 1. 2016年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。
2. 2018年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

ロ. 2015年4月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
59個
- ・新株予約権の目的である株式の数
23,600株（新株予約権1個につき400株）
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 400円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 107円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2015年5月19日から2021年5月18日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

- b. 上記 a. にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編行為の際の新株予約権の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。
- c. 上記 a. は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- d. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	45個	18,000株	3名
社外取締役	-	-	-
監査役	-	-	-

- (注) 1. 2016年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。
2. 2018年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

ハ. 2015年6月16日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
425個
- ・新株予約権の目的である株式の数
170,000株（新株予約権1個につき400株）
- ・新株予約権の払込金額
無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 100,400円（1株当たり 251円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 174円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2017年6月17日から2025年6月16日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	26個	10,400株	1名
社外取締役	-	-	-
監査役	-	-	-

- (注) 1. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
2. 2016年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。
3. 2018年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

二. 2016年4月19日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
79個
- ・新株予約権の目的である株式の数
31,600株（新株予約権1個につき400株）
- ・新株予約権の払込金額
無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 400円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 92円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2016年5月24日から2022年5月23日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
 - b. 上記a.にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編行為の際の新株予約権の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。
 - c. 上記a.は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - d. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	63個	25,200株	4名
社外取締役	-	-	-
監査役	-	-	-

(注) 2018年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

ホ. 2016年5月17日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
934個
- ・新株予約権の目的である株式の数
186,800株（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 45,800円（1株当たり 229円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 155円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2018年5月18日から2026年5月17日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	51個	10,200株	1名
社外取締役	-	-	-
監査役	-	-	-

- (注) 1. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
2. 2018年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

へ. 2017年4月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
85個
- ・新株予約権の目的である株式の数
34,000株（新株予約権1個につき400株）
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 400円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 117円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2017年5月17日から2023年5月16日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
 - b. 上記a. にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編行為の際の新株予約権の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。
 - c. 上記a. は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - d. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	70個	28,000株	5名
社外取締役	-	-	-
監査役	-	-	-

(注) 2018年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

ト. 2018年4月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
24個
- ・新株予約権の目的である株式の数
9,600株（新株予約権1個につき400株）
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 400円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 308円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2018年5月9日から2024年5月8日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

- b. 上記 a. にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編行為の際の新株予約権の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。
- c. 上記 a. は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- d. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	24個	9,600株	5名
社外取締役	-	-	-
監査役	-	-	-

(注) 2018年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項
該当事項はありません。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 4社
連結子会社の名称 株式会社リステック、株式会社みらくる、マルチネット株式会社、株式会社セキュリティア

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 4～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間で残存期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法に基づいております。また、顧客関係資産については、将来の収益獲得見込期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. のれん

合理的な年数（5年）で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。)を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は135千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	77,555千円
----------------	----------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,666,400株	166,600株	－株	8,833,000株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加166,600株は、ストック・オプションの権利行使による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	38,403	4.50	2018年12月31日	2019年3月28日
2019年8月9日 取締役会	普通株式	39,600	4.50	2019年6月30日	2019年9月2日

(注) 2019年8月9日取締役会決議による配当金の総額には、役員株式交付信託口が保有する当社株式に対する配当金585千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,737	4.50	2019年12月31日	2020年3月26日

(注) 配当金の総額には、役員株式交付信託口が保有する当社株式に対する配当金585千円が含まれております。

(3) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 464,400株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入を基本方針としております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業債権については、当社グループにおける債権管理規程に従い、各担当部署において取引先ごとの状況をモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,256,199 千円	2,256,199 千円	－ 千円
(2) 受取手形及び売掛金	3,257,006	3,257,006	－
(3) 電子記録債権	113,975	113,975	－
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	60,000	59,910	△90
その他有価証券	12,254	12,254	－
資 産 計	5,699,435	5,699,345	△90
(1) 買 掛 金	2,897,088	2,897,088	－
(2) 短 期 借 入 金	50,000	50,000	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	184,328	184,689	361
(4) 長 期 借 入 金	53,700	53,406	△293
負 債 計	3,185,116	3,185,183	67

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

- (1) 買掛金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,170千円
非上場債券	20,000千円

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 329円14銭
(2) 1株当たり当期純利益 38円72銭

(注) 株主資本において自己株式に計上されている役員向け株式交付信託に残存する自己株式は、1株当たり純資産額の算定上、発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、1株当たり純資産額の算定上、発行済株式総数から控除した当該自己株式は、130,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除した当該自己株式は、130,000株であります。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記（追加情報）

（役員に対する株式報酬制度について）

当社は、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」を導入しております。

イ. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。

また、本制度は2019年3月28日から2025年3月の定時株主総会終結の日までの6年間の間に在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

ロ. 会計処理

株式交付信託については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

ハ. 信託が保有する自己株式

当連結会計年度末において、株式交付信託が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、帳簿価額59,670千円、株式数は130,000株であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② 満期保有目的の債券 | 償却原価法(定額法)を採用しております。 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ④ たな卸資産 | |
| ・ 商品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～15年
工具、器具及び備品	4～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
また、顧客関係資産については、将来の収益獲得見込期間（5年）に基づき定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「固定資産除却損」は135千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	74,361千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	14,632千円
短期金銭債務	1,149千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
売上高	1,727千円
仕入高	3,800千円
(2) 営業取引以外の取引高	24,688千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	132,376株	32株	－株	132,408株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加32株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 株式数には、役員向け株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式130,000株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	66,671千円
未払事業税否認	8,145千円
未払事業所税否認	948千円
賞与引当金繰入限度超過額	19,331千円
未払費用否認	2,784千円
資産除去債務	5,405千円
株式報酬費用	8,227千円
関係会社株式評価損	21,433千円
役員株式給付引当金	1,834千円
その他	1,564千円
繰延税金資産小計	136,345千円
評価性引当額	△84,535千円
繰延税金資産計	51,810千円
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△1,412千円
その他	△1,570千円
繰延税金負債計	△2,983千円
繰延税金資産の純額	48,827千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社リステック	100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料等の 受取(注)	17,400	その他	1,650
	株式会社みらくる	100%	同上	同上	1,440	その他	132
	マルチネット株式 会社	100%	同上	同上	2,640	その他	242
	株式会社セキュリ ティア	100%	同上	同上	1,560	その他	143

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 経営指導料等については、業務内容、業績等を勘案して契約により取引条件を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 317円91銭

(2) 1株当たり当期純利益 31円23銭

(注) 株主資本において自己株式に計上されている役員向け株式交付信託に残存する自己株式は、1株当たり純資産額の算定上、発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、1株当たり純資産額の算定上、発行済株式総数から控除した当該自己株式は、130,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除した当該自己株式は、130,000株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記(追加情報)

(役員に対する株式報酬制度について)

当社は、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」を導入しております。

イ. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。

また、本制度は2019年3月28日から2025年3月の定時株主総会終結の日までの6年間の間に在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

ロ. 会計処理

株式交付信託については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

ハ. 信託が保有する自己株式

当事業年度末において、株式交付信託が保有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、帳簿価額59,670千円、株式数は130,000株であります。